

議 事 録

令和 8 年 1 月 30 日

三浦市上水道事業審議会

1 場 所 南下浦コミュニティセンター 多目的室1

2 日 時 令和8年1月30日(金) 10時00分から11時00分

3 委員の現在数 7名

4 出席委員氏名 出 口 景 介 委員
森 谷 久一郎 委員
鎌 田 素 之 委員
山 下 芳 夫 委員
柴 谷 肇 委員
高 梨 雅 人 委員
(武内千恵子委員は欠席)

5 議 題 (1) 三浦市水道ビジョン(経営戦略)令和7年度中間見直しについて

6 出席事務局 古 川 篤 上下水道部長
金 枝 晃 芳 営業課長
石 橋 耕一郎 給水課長
宮 本 貴 夫 営業課営業グループリーダー
山 崎 雅 樹 給水課配水整備グループリーダー
山 田 晃 樹 営業課主事補
加 藤 亜 実 営業課主事補
赤 羽 明 美 営業課会計年度任用職員

7 議題等関係書類 資料1 三浦市上水道審議会委員名簿
資料2 三浦市上水道審議会条例
資料3 三浦市水道ビジョン(経営戦略)令和7年度中間見直し案
資料4 三浦市水道ビジョン(経営戦略)令和7年度中間見直し
概要版 当初ビジョンからの変更点について

【10 時 00 分開会】

事 務 局 (宮本G L)	ただいまより、三浦市上水道事業審議会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。司会進行を務めます、上下水道部営業課宮本と申します。よろしくお願いします。 最初に、上下水道部長から、ご挨拶させていただきます。
事 務 局 (古川部長)	本日はお寒い中、また、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。 三浦市上下水道事業審議会は、三浦市水道事業の円滑な運営を図るため、地方公営企業法第 14 条の規定に基づき設置するもので、市長の諮問に応じ、本市水道事業に関する事項について、調査及び審議を行う他、市長に意見を述べることができるものとされておりますが、本日の開催は市長の諮問によるものではございません。 令和 2 年度に策定いたしました、三浦市水道事業の個別計画において最上位に位置するマスタープランである三浦市水道ビジョン経営戦略について、本年度末には、三浦市水道ビジョン経営戦略の令和 7 年度中間見直しの改訂版をお示しするべく取り組んでおりますが、ようやく改訂版の素案ができ上がりましたので、委員の皆様にご報告するものとしております。 内容については後程事務局からご説明いたしますので、ご意見をいただきたいと思います。 本日はよろしくお願い申し上げます。
事 務 局 (宮本G L)	続きまして、会議に先立ち、事務局より提案があります。 お手元の資料 1、委員名簿と、資料 2、当審議会の条例をご覧ください。 資料 2 の三浦市上水道事業審議会条例第五条の規定では、会長は、委員の互選により選出するとあります。 委嘱させていただいた委員は、資料 1 の名簿の通り 7 名の皆様となりますが、本審議会は前回の開催が令和 3 年 9 月と 4 年ぶりの開催ということもあり、委員 7 名のうち 5 名が今回初めての就任となります。前回に引き続き就任されているのは、鎌田委員と山下委員ですが、鎌田委員には前回会長を、山下委員には前回副会長を務めていただきました。この経験者であるお二人に、今任期中も引き続き、会長、副会長に就任いただいてはどうかと考えておりますがいかがでしょうか。

委員	【委員より異議なしの声】
事務局 (宮本G L)	異議なしの声をいただきましたので、鎌田委員に会長、山下委員に副会長をお願いしたいと思います。鎌田会長、山下副会長よろしく願いいたします。 続いて、自己紹介形式で、事務局職員の紹介をさせていただきます。
事務局	それでは改めまして、私、三浦市上下水道部長 古川篤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 上下水道部営業課長 金枝です。 上下水道部給水課長 石橋です。 上下水道部営業課営業グループリーダー 宮本です。 上下水道部給水課配水整備グループリーダー 山崎です。 上下水道部営業課主事補 山田です。 上下水道部営業課主事補 加藤です。 上下水道部営業課会計年度任用職員 赤羽です。
事務局 (宮本G L)	また、本日の議題の関係者として、中間見直しの業務受託者である株式会社東洋設計事務所より久保様が、事務局からの依頼でオブザーバーとして参加しておりますので、ご了承ください。 それでは、議事に先立ちまして本日配付の資料を確認させていただきます。 はじめに 次第、 資料1 委員の名簿、 資料2 上水道事業審議会の条例と裏面が施行規程になっています。 資料3 三浦市水道ビジョン（経営戦略）令和7年度中間見直し（案） 資料4 三浦水道ビジョン（経営戦略）令和7年度中間見直し概要版 以上です。不足や不具合がございましたらお声かけください。 続いて、本日の会議の成立についてご報告いたします。 本日は委員7名のうち6名の出席をいただいております。 三浦市上水道事業審議会条例第6条第2項の規定による会議成立の要件である、委員の半数以上の出席を満たしていることをご報告いたします。 また、本日の審議会でご審議いただく案件につきましては、三浦市情報公開条例第18条ただし書きの非公開事由には該当いたしません。 それでは三浦市上水道事業審議会条例の規定により、鎌田会長に議長をお願いいたしますので、会議の進行をお願いいたします

鎌田会長

それでは会議を進行させていただきます。

皆さまにもご協力をお願いしたいと思います。

まず、議事にあたりまして、審議会条例施行規則第3条第3項の規定により議事録の署名委員を指名することになっております。本日の署名委員を高梨委員と森谷委員にお願いしたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

高梨委員

はい。

森谷委員

はい。

鎌田会長

ありがとうございます。それでは後日、議事録への署名をお願いします。お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 三浦市水道ビジョン経営戦略令和7年度中間見直しについて事務局からご説明をお願いします。

事務局

資料3がビジョン中間見直しの本編、資料4が概要版になります。

(金枝課長)

概要版が資料3の本編のコンパクトにまとまった形になっておりますので、この概要版で説明させていただきます。

本市の水道事業は、昭和10年に三崎町営水道として給水を開始して以来、80年以上にわたって市内への安定給水を図り、市民生活を支えてきました。

三浦市水道ビジョン経営戦略策定前の水道事業の経営は、過去から続く水需要の減少により、給水収益が減少していたため厳しさを増していました。

一方で、平成7年の阪神・淡路大震災以来、複数の震災の発生等により、老朽化した水道施設の更新や耐震化などの災害対策は急務となっています。

こうしたことから本市水道事業では、これから訪れる本格的な施設更新時代を迎え、100年先を見据えた上で、令和3年度から令和12年度までの10年間の活動計画を切り取った、三浦市水道ビジョン経営戦略を策定し、公表しました。

今年度、計画期間10年間の半分が終わります。計画後期においては、給水量の減少と更新事業の実施によって、営業部門での赤字経営が生じる見込みのため、当初計画の中では、前半5年間の取組みを反映し、投資、財政計画を再度試算した中間見直しを行うこととすると明記されています。

このたび、この中間見直し案が、まとまりましたので、審議会の委員の皆様

に報告させていただきます。

なお、本日の審議会後、市民等にもこの案をお示しするパブリックコメントを行い、今年度の公表を予定しております。

それでは、お手元にごございます資料4、A3の1枚、三浦市水道ビジョン経営戦略令和7年度中間見直し概要版 当初ビジョンからの変更点について、をご覧ください。まずは見直しの趣旨をご説明します。

ビジョンで掲げている各項目の取組状況や目標値への到達度合いなどを令和7年度において評価を行い、後期計画期間での今後の方向性について示しました。具体的には、以下の方針で中間時点の評価と見直しを行いました。

毎年度実施している計画の進捗管理に基づいて、重点管理する業務指標KPIの進捗状況や目標値の達成状況を整理する。

近年の実績値を加味して、水需要予測や財政収支見通しを再検討する。

必要に応じて、具体的な取り組みの見直しを検討する。

この見直しを行っていく中で、当初の最終目標値は、100年先まで更新需要を見据え、投資、財政計画を見込んで直近の10年間で切り取った、三浦市水道事業のあるべき姿を示すものです。

水道施設の更新や耐震化等の災害対策は早急に取り掛からなければいけない問題であり、その目標にどのような取り組みで到達するかが重要であると判断し、目標値を変えることなく中間見直しでの検証を行い、今後の方向性を定めていくこととして取り組みました。

それでは、1目標達成に向けての実施計画です。

当初ビジョンでは、安全な水道水の供給、災害に強い強靱な水道、健全な水道事業経営の持続という観点からKPI重点管理する業務指標14項目を表1のとおり定めています。

前半4年分の主なものの実績を表1にお示しました。ほぼ目標どおりですが、達成状況としてバツがついているものが2つあります。

一つ目は、③老朽管更新に伴う管路の耐震化についてです。

この未達成の理由ですが、下の⑦の管路更新率、予定更新延長は達成出来ているので、必要とされる工事は行っているところです。

当初ビジョンでは、更新は全て、非耐震管から耐震管の更新を想定していました。しかし、決算では、耐震管から耐震管への更新が行われたため、その分、想定に比べて耐震管率が伸びていないのが原因です。

この、耐震管から耐震管への更新をした理由は、耐震管であっても古い管のうち漏水の恐れがある箇所が判明し、有収率向上も視野に入れて、更新したた

めです。中間見直しでは、この遅れを取り返すための投資計画の修正が行われています。

二つ目は、⑥漏水調査と有収率の向上についてです。

未達成かつ率が低下している理由ですが、はっきり解明出来ていません。しかし、県内順位で比較すると中央くらいなのが現状です。

例年、有収率向上については、老朽管を中心に疑われる箇所を更新や漏水調査を行っており、令和2年度からは県営水道にも相談し漏水調査の内容を見直すなど数値向上に向けた対策をしておりますが、成果がまだ表れていません。

更なる改善策として、令和4年度からはお客様サービス及び有収率向上のため、水道事業がその費用を負担する漏水修繕の範囲を拡大するという、水道事業にとっては大きな方針転換をしたところです。引き続き、有収率向上に向けた対策を模索していきます。

次に2実現方策の見直し概要です。

水道事業のあるべき姿に大きく影響のない軽微なものについては、表2のとおりです。

次に3経営戦略の見直し概要です。

表3が投資計画について、裏面、表4が財政計画についての変更点をお示ししています。

表3の投資計画については、計画策定から5年が経過し、県の西海岸線の計画道路が決定し、他にも大規模開発の可能性等、更新内容を見直す必要が出てきました。また同時に当初は物価の変動が現在よりも緩やかだったため、物価変動を考慮していなかったものの、近年は物価変動が激しいことから中間見直しでは、更新費用を見直しております。

整備の内容は表3のとおりですが、計画期間中のもので主なものとして、小網代配水塔は、既設用地での建て替えを取りやめ、別用地での更新としています。一番右の列に当初計画からの増減額を示しております。結果、合計で約23億円の増額をして、各種目標を達成する計画としております。

次に裏面表4をご覧ください。

経営戦略、財政計画に影響する主な変更点です。

さきほどの表3に記載のうち、令和12年度までの財政計画に影響のある投資計画、施設整備方針を表4に記載しております。

上から3つ目、これからの主な経営健全化の取り組み広域化、広域連携の推進です。水道広域化推進プランが令和5年3月に策定されたため、このプランに合わせた内容に見直しをしております。

下から2つ目、財政計画全般に影響するところですが、当初ビジョン定は物価変動を考慮していませんでしたが、中間見直しでは、表記のとおり反映させています。

最後に一番下の料金改定についてです。

当初ビジョンでは令和3年度から令和12年度までの計画期間中、令和4年度に26%の改定を行うと最終年度に約2億円の資金が残るという計画でしたが、見直した結果、令和11年度には約8億円の資金不足が発生することとなりました。これにより、これ以降の資金の枯渇を防ぐため、令和11年度に全体で35%の収入増をはかるための改定が必要となりました。

現段階では、最初に説明させていただいた、当初目標値を変えることなく、見直しを行った結果ということになります。

まずは、この厳しい状況を共有させていただきます。

また、前回の料金改定の際、令和3年9月に本審議会からいただいた水道料金の改定に関する事項についての答申には、次のことが記載されております。

少量使用者が増加するなど、水需要の構造が変化してきていることはビジョンでも示されており、今後、水道料金の検討を要するときには、時代に即したありかたを考慮した料金体系について検討すること。

これらを踏まえ、令和11年度までには本審議会にて料金体系、料金改定等、水道料金のあり方をご審議していただく予定でおります。

以上でございます。

鎌田会長

ただいまA3の概要版に沿って事務局からご説明がございましたが、委員の皆様方から、ご意見ご質問があれば賜りたいと思いますがいかがでしょうか。出口委員どうぞ。

出口委員

ご説明ありがとうございます。

資料4概要の表1実施方策③の老朽管に伴う管路の耐震化は、耐震管の更新を優先したため未達成ということでしたが、この老朽化した耐震管は今後も同じように出てくると思われますが、表3の管路整備の変更点について当初計画では非耐震管から耐震管への更新の内容だったと思うのですが、中間見直しでは、老朽化した耐震管の更新も含まれた上での計画変更になっているのか確認です。

事務局

基本的には、耐震管ではない老朽管を更新していく予定でしたが、耐震管に

(石橋課長)	も老朽管が存在していきまして、耐震の老朽管路で漏水する場合は、耐震管ではありませんが特別に更新することになっています。 令和5年度から令和6年度にかけては、耐震の老朽管の延長が入っていて、耐震管率が目標には達しませんでした。令和12年度までの事業期間内で、耐震管ではない老朽管の延長を当初計画より伸ばして事業を行うことで、最終的な目標に到達する計画です。
出口委員	老朽化した耐震管の更新は、ビジョン見直しの計画には入れず、予備費的な扱い、修繕的な扱いとして、対応していくということでしょうか。
事務局 (石橋課長)	ビジョン見直し計画では、老朽化した耐震管の更新も含めて計画されています。そのうえで、非耐震管から耐震管への更新は、前半部分をカバーする延長メーターでの更新計画となっていて、最終目標を変えていません。 ただし、想定外の事態には予備費的な予算での対応とさせていただき、その上で耐震管率は達成できるよう意識していくつもりです。
出口委員	わかりました。
鎌田会長	森谷委員どうぞ。
森谷委員	表の4、上から3つ目、これからの主な経営健全化の取り組みで、県営水道への統合が大きな目標になっていると思いますが、今時点で、いつ頃それができるという目標は何かありますか。
事務局 (金枝課長)	いつ頃と言うのは今、具体的には申し上げられない状態です。 県営水道との統合は、将来に亘って持続可能な水道事業を確保してくための重要な選択肢の一つです。しかし、これは互いの合意と信頼が前提になり、一方的に進められるものではなく、市と神奈川県、市水道事業と県営水道がそれぞれの立場と責任をしっかりと認識しながら、共通の課題認識を持ち、丁寧に意見交換を重ねていくことが何より重要です。 まずは経営の安定化を第一に、しっかりとこの理想像を視野にいれながら、具体的な検討に着手できるよう、今後も活動が続けてまいります。
鎌田会長	はい、ありがとうございます。森谷委員どうぞ。

森谷委員	その下の項目で、投資計画事業費が中間見直しで令和8年から12年で46億円と倍増する結果になっていますが、市の人口が徐々に減少している中で、給水需要も徐々に減っていると思います。それなのに、この倍の事業費が必要になるということについて、これ以上の圧縮という見込みはないのでしょうか。
事務局 (石橋課長)	近年では能登半島地震の発生など、いつ大規模災害が発生してもおかしくありませんので、施設の更新事業は計画的に行う考えです。事業費が倍近くなっているのは小網代配水塔の建て替えが大きな原因になっています。 令和9年から小網代配水塔の更新工事を始める計画ですが、現状は今倒れてもおかしくないくらい老朽化しています。まず、この配水塔を建て直すことが大きな目標と考えていますので、事業費が倍増してしまうことは市民の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解いただければと考えています。
森谷委員	必要な事業費ではあるとは思いますが、給水収益も伸びていない中、予算の確保が大変かと思いますが、5年で46億円ということなので予算確保に努力していただければと思います。 次に、一番下の料金改定のところです。 令和11年度35%の改定ということですが、これは現状の料金、令和4年と6年で改定されている、その改定後の料金をさらに35%値上げするという理解でよろしいですか。
事務局 (金枝課長)	ご理解の通りでございます。下に70%の料金値上げと書いてありますが、これはこのビジョン期間中に10%上げて最終的には26%まで令和6年度に上がっています。その26%上がった状態から更に35%上げると、ビジョン期間の当初のスタートよりも70%上がったということです。
森谷委員	令和11年度当初35%、これまでの改定率よりもかなり高い改定率になりますが、令和7年から11年の間で1回改定する考えはないのでしょうか。
事務局 (金枝課長)	これからご審議していただく中で、そのようなご意見もいただくことになると思いますが、令和11年度を前倒しして料金改定をすれば低い改定率にできる可能性はあると思います。 しかし、令和11年度まで待つと段階的にすると、本来必要な35%改定の

収入には不足しますので、令和 11 年度からの資金が枯渇し、一般会計の補助金に頼らないと水道の資金繰りができなくなります。

料金改定については、今後の審議会で審議していただくことになると思いますが、今、お示しできるのは、令和 11 年度に 8 億円不足するので、それをターゲットにすると令和 11 年度当初に 35%の改定が必要ということです。ただし、物価上昇率なども含めており、時点修正はその都度行いますので、改定率が上ぶれするか下ぶれするかは、明確にはお示しできない状況です。

森谷委員

一気に 35%アップという市民感情的に結構きついものがあるかと思えますし、反発も出てくるかもしれませんので、漸進的になるべくソフトランディングできる、市民の皆様から理解を得やすいような解決方法をご検討いただければと思います。

以上でございます。

鎌田会長

ありがとうございます。

大変貴重なご意見だと思いますので、料金改定に際しては、色々なご検討いただいた上で進めていただくように、お願いできればと思います。

その他いかがでしょうか。

では、私の方から教えてください。

有収率 0.1%ということで改善を挙げておりますけど、これは改善することによって、収益的にはどれぐらい影響があるのですか。

事務局
(金枝課長)

収益的に有収率が 1 %上がると、受水費が約 90 万から 80 万円位、受水費を払わなくて済むような。ですので 0.1%だと、9 万円ぐらいです。

鎌田会長

この 0.1%が、そんなに大きな数字ではないと見させていただいて、一方で有収率は 82.5%まで下がっていて、その原因もわからないということなので、これは、管路の更新をしっかりとやられた方が改善するのではないかと思います。

あと、物価上昇の話もありますが、今後、金利の話が色々問題になってくると思いますので、財政的に厳しいと思いますが、進められる所は、早めに進めた方が良いでしょう。是非ご検討いただきたいと思います。

もう一つ、表 2 で塩素の濃度を 1 ミリグラムパーリットル以下に変更されたということですが、これは水道の水質基準そのものなので、それをそのまま書

かれるのはどうかという気がします。コントロールできないということを右側の所に書かれていますが、現状はそんなに高い数字ではないので、この書き方だけ少しご検討いただいて、この上限が0.4か0.5かで水道の安全性は変わらないと思いますし、美味しさが大きく変わることはないと思います。この1という数字が出るのは、ビジョンの目標としてどうなのかというところもありますので、現状維持なり、維持できる1より低い数字なりを提示された方が良いという気がします。ご検討いただければ。

事務局
(金枝課長)

有収率1%分は、令和6年度決算数値で有収率が年間で1%上がれば受水費を71万円払わなくて済むということで、0.1%だと7万円ぐらいです。

鎌田会長

例えば、2023から2024で1%位逆に落ちているので、70万円位増えているということですが、根本的な原因を解明しないと難しいので、それをやるにはお金がかかると思いますので、着実に管路の更新を進める。そこをしっかりとっていただければと思います。

その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今日の説明はこれでよろしかったでしょうか。

全体通しまして委員の皆様方から何かご質問などございますか。

今、料金の話と、事業費の話に関しては、委員からご意見がありましたのでぜひ内容を踏まえて、今後の検討に活かしていただければと思います。

それでは、特に委員の皆様方からご質問などなければ、議題は以上になりますので事務局の方に戻したいと思います。

事務局
(宮本G L)

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。

資料3及び資料4は、頂いたご意見を反映した内容で、2月上旬から3月上旬までの間でパブリックコメントを実施いたします。その後、三浦市の政策会議に諮った上で、3月下旬の策定を予定しております。

また、今回の議事録は完成後、署名をいただき、市のホームページへ掲載いたします。ホームページに掲載する議事録には委員の氏名を記載いたしますので、ご了承ください。

次回の審議会は来年度を予定しておりますが、今のところ時期は未定です。

開催が決まりましたら日程等をご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回三浦市水道事業委員会を閉会とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

【10 時 40 分閉会】

令和 8 年 3 月 17 日

三浦市上水道事業審議会

会 長

鎌田 素文

署名人

森谷 久一郎

署名人

高梨 雅人